

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年一月二十三日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と決めましたので公告します。

平成二十九年一月六日

新潟市東区大形本町六丁目八番一四号

株式会社タチカワ

代表取締役社長 高森 弘実